

「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」

第 29 回委員会の開催結果について

当事務所では、成瀬ダム建設地及びその周辺地域における、ワシタカ類を始めとする猛禽類の調査をおこなっています。調査及び保全対応については平成 10 年 1 月に設立した「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」（委員長：小笠原嵩秋田大学名誉教授）の指導・助言をいただきながら進めています。

本日 10 月 31 日、大仙市内において「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」（第 29 回）を開催し、令和元年の生活サイクルの調査結果と令和 2 年の生活サイクルの保全対応方針並びに調査方針について報告及び提案し、審議していただいた結果、了承をいただきました。

<調査結果の概要>

○イヌワシは、従来のがいの確認はなく、繁殖も無かった。しかし、ペア形成の可能性のある若い個体が複数確認された。

○クマタカの生活行動圏は過年度調査と変わるものではなかった。

○クマタカ（1 羽）のヒナを確認した。その後、巣立ちを確認した。

○その他の猛禽類では、ハイタカ（3 羽）、ノスリ（2 巣で計 3 羽）のヒナを確認した。

審議要旨

（1）イヌワシ・クマタカの調査結果について

○事務局報告

- ・令和元年の生活サイクルにおけるイヌワシ・クマタカ等の現地調査（9 月調査まで）結果について報告を行った。（調査結果：別紙補足資料－1 参照）

○審議概要

- ・令和元年度の工事実施による繁殖活動への直接的な影響は無かったと判断される。

（2）今後の保全対応方針

○事務局報告

- ・今後の保全対応方針について説明をおこなった。

○審議概要

- ・工事箇所周辺における繁殖活動に関するモニタリングを引き続き実施する。
- ・工事による繁殖活動への影響が予想される場合には、委員会での意見を踏まえ、必要に応じ保護方策を実施する。

（3）今後の調査方針について

○事務局提案

- ・今後の調査方針について提案をおこなった。

○審議概要

- ・事務局の調査方針を承認。新たな事実を確認した時など随時報告し、当委員会から指導を得たうえで対応する。

イヌワシ・クマタカに関する調査資料

成瀬ダム建設地周辺※を中心とした地域を対象に調査を実施し、これまでにイヌワシ1ペア(イヌワシaとする)、クマタカ3ペア(クマタカa、クマタカb、クマタカcとする)を確認している。令和元年の調査内容としては、専門家による指導のもと、定点調査(平成30年11月～令和元年9月まで57日間、427.5時間)、営巣地調査(9日間)を実施した。以下に、つがい別の令和元年調査における主な結果を示す。

※成瀬ダム建設地周辺：別紙補足資料－2参照

<イヌワシ(a)ペア>

●令和元年調査結果

- ・令和元年は、従来からのつがいの確認はなく、繁殖も無かった。
しかし、ペア形成の可能性のある若い個体が複数確認された。

<クマタカ(a)ペア>

●令和元年調査結果

- ・令和元年は巣内で抱卵姿勢を確認した。
しかし、ヒナの誕生の確認は無かった。

<クマタカ(b)ペア>

●令和元年調査結果

- ・令和元年は巣内でヒナの声を確認した。
その後、巣立ちの確認はされていない。

<クマタカ(c)ペア>

●令和元年調査結果

- ・令和元年は巣内でヒナ(1羽)を確認した。
その後、巣立ちが確認された。

<その他の猛禽類>

●令和元年調査結果

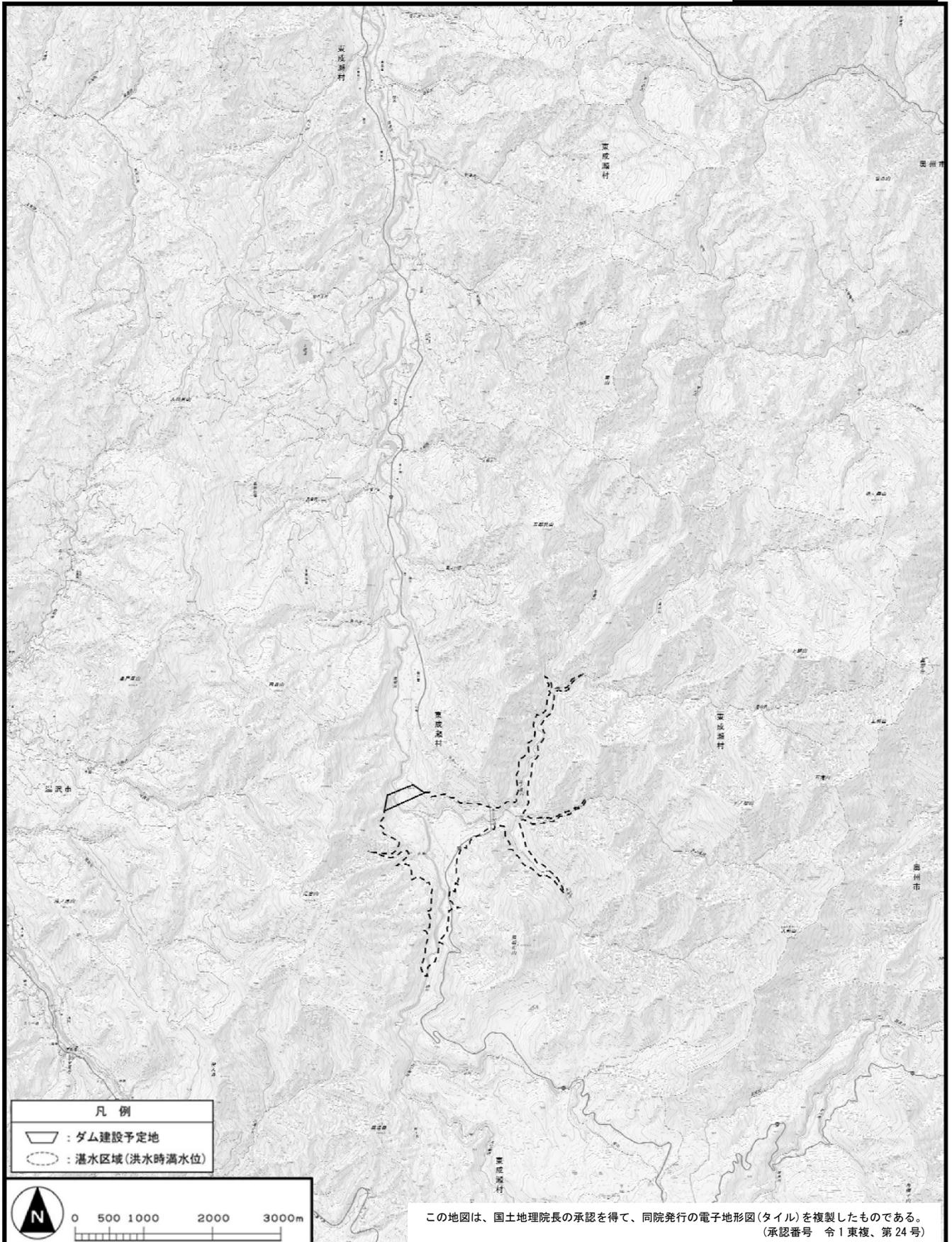
- ・令和元年は巣内でハイタカ(3羽)、ノスリ(2巣で計3羽)のヒナを確認した。
その後、巣立ちが確認された。



写真1 イヌワシ不明ペア♂個体
(平成30年12月20日撮影)



写真2 クマタカbペア♀個体
(平成31年2月22日撮影)



調査位置図(成瀬ダム建設地周辺)

「第 29 回 成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」

令和元年 10 月 31 日(木)

大曲エンパイヤホテル

2F 桔梗の間 9：30～12：00

議 事 次 第

1. 令和元年の生活サイクルにおけるイヌワシ・クマタカの調査報告
 - (1) イヌワシ・クマタカの確認状況
 - (2) 令和元年の保護方策

2. 今後の工事予定及び保護方策、調査計画
 - (1) 今後の工事予定
 - (2) 今後の保護方策、調査計画

エ. 公表についての取り扱い -50 頁-

一般にイヌワシの生息地、特に営巣場所を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の近辺に集合、出入りを繰返し、イヌワシの行動や繁殖を阻害することが危惧される。従って、営巣場所等の公表については以下の配慮が望まれる。

イヌワシの巣は岩場にあることが多く、概略の巣の位置を公表しても直ちに特定される可能性が高いため、営巣場所は原則として自然保護行政機関等以外には非公開とする。また、背景の山の姿等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとする。調査結果の報告書を公表する場合は、営巣場所や営巣中心域等が特定されないように表現方法にも十分配慮することが必要である。なお、すでに多くの人々に知られている場所についてはこの限りではないが、その場合であっても詳細な場所の公表は控える。

必要に応じ、関係行政機関、警察、土地所有者等には部外秘である旨を伝え、うえてイヌワシ保護への協力を依頼する。また、マスコミには取材の制限等についても協力を依頼することが必要である。

エ. 公表についての取り扱い -62 頁-

一般にクマタカの生息地、特に営巣場所を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の近辺に集合、出入りを繰返し、クマタカの行動や繁殖を阻害することが危惧され、また実際に行動パターンが変化した事例も見られている。従って、営巣場所等の公表については以下の配慮が望まれる。

営巣場所は原則として自然保護行政機関等以外には非公開とする。また、背景の山の形状等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとする。調査結果の報告書を公表する場合は、営巣場所や営巣中心域等が特定されないように表現方法にも十分配慮することが必要である。なお、すでに多くの人々に知られている場所についてはこの限りではないが、その場合であっても詳細な場所の公表は控える。

必要に応じ、関係行政機関、警察、土地所有者等には部外秘である旨を伝え、うえてクマタカ保護への協力を依頼する。また、マスコミには取材の制限等についても協力を依頼することが必要である。

(「猛禽類保護の進め方(改訂版)」平成24年12月環境省自然環境局野生生物課 より)